

第 103 回安全衛生分科会での主なご意見

長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策

- 健康確保のためには、事業者と産業医を含めた産業保健スタッフの距離を近づけて、コミュニケーションを取ることが必要。
- 勧告は産業医の切り札であり、手の内を事前にさらすのは、強化ではなく逆に弱めることになるのではないかと。勧告に従わない場合は、事業者が産業医と労働者にその理由を説明しなければならないくらいまで踏み込むべきではないかと。
- 産業医制度の実効性を上げるためには、法令等の制度的な担保も必要だが、産業医が個々の事業場の中で信頼を得ていかないといけない。特に日本の企業の場合は、信頼関係がなければ何を言っても通らないという実態もあり、単に欧米型のラジカルに制度的な権限・責任という考え方をするだけでなく、柔軟な制度的な後押しという考え方も必要。
- 事業者と産業医は、いつもそばにいて、話し合いができるパートナー。話し合っただけで措置を行えばよい。
- 産業医と事業者がパートナーであるところが多いだろうことはわかるが、産業医がなかなかものを言いづらいというところもあると聞いている。産業医を媒介にした健康確保措置が確実にとられていくためには、産業医がものを言いやすくするような措置も必要。
- 事業者が産業医の意見を勧告して措置し、報告するのは構わないが、そのフォローアップは産業医の職務とされていないのではないかと。
- 産業医が就業上の措置についてアドバイスをし、その後どうなったか、他にどのような措置したのかということ、事業者と産業医で話し合っていくためにも報告していくということは重要。
- コミュニケーションを図るための勧告という文脈は、違和感がある。十分なコミュニケーションに基づいて就業上の措置を進め、不十分な場合にさらに内容を検討して、それでも重大な問題が残る場合に勧告という文章にすべき。
- フォローアップする事後措置の例示としては、メンタルの復職支援や治療と仕事の両立支援等もあり、趣旨としてはそれらも含むということを明記しなければならないのではないかと。
- 産業医の権限強化という趣旨はわかるが、労働者の就業上の措置の実施は事業者の義務で、産業医は意見を述べるという基本的なスタンスが崩れているように見えるので、そこを明確にすべきではないかと。
- 事業者の衛生委員会への報告が、労働者のプライバシーの侵害にならないか懸念。

健康情報の事業場内での取扱ルールの明確化、適正化の推進

- 健康情報は個人のプライバシーに関わるものであり、産業医が必要と判断した範囲で事業者に開示するのがよいのではないかと。
- 労使の話し合いによってルールを定めるという点については、法律レベルで書いた方が、実効性が保てると思う。
- 雇用管理に必要な健康情報の範囲は、既に法令で定められている。今回の見直しで、法定の健診を受診しないような人が出ると、一人ひとり受診するよう納得頂く作業が伴うことになるのではないかと。

産業医の独立性、中立性を強化するための方策

- 事業者側からすると、産業医は圧倒的に労働者の方を向いていると思っており、そこはきちんと中立性を持ってほしいと思う。
- 産業医の独立性と中立性を担保する上では、離任時の衛生委員会への報告に加え、委任時にも報告することが必要ではないかと。
- 産業医の選任時には労働基準監督署への報告義務があるが、離任時にもその理由を含めて報告することが必要ではないかと。
- 産業医は衛生委員会に出てくるはずで、実態としては自己紹介等をしているはずであり、任命の報告は大げさ。それを義務化するというのであれば賛成できない。

産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化

- 産業医は、現行の規定でも衛生委員会で調査審議の発議ができると思う。さらにそのような規定を置く必要があるかは疑問。また、このような権限を与えるのであれば、産業医が衛生委員会に出席するようしてもらいたい。

その他、検討項目に関する事項

- 産業医の絶対数の不足、産業保健の十分な知見が担保されていない、地域によっては産業医を見つけることさえ難しいなど、基礎・基盤が整っておらず、今回の見直しは少なからず無理があるのではないかと。
- 産業医の養成については、ミスマッチの解消だけでなく、専門性や社会的認知度の向上などを通じて、産業医のなり手の養成を一層進める必要がある。
- 対策の多くは専属産業医がいる大きな事業場向けだが、多くの事業場では嘱託産業医が活動しており、そこに焦点を当てなければ、実りある対策にならない。この対策の方向性が、中小事業場で実行可能なのか、疑問を感じる。
- 産業医の選任義務がないところへの目配りが必要であり、そのための産業保健総合支援センターによるサービスについて、内容・予算ともに大幅に充実すること

や小規模事業場への周知が必要。そのことについて、対策の方向性の中に記載してはどうか。

- 産業医の負担は状況に応じて増加する可能性もある。産業医がより効果的に機能していくために、チームでの機能強化という視点も入れてほしい。
- 産業医制度の在り方に関する検討会では、産業医の負担を軽減しようという趣旨があった。結局あまり軽減にはならなかったが、その半年後にこのような措置を置くと、全く産業医の負担は軽くならず、疑問を覚える。
- 従業員の健康管理は労使共通の課題であり、そのために産業保健体制の強化を図っていかなければならない。経営者は安全衛生の重視や専門家を重用し、産業医はスキルを上げていくことも必要。今回の制度改正案はそのためのきっかけ作りとして最初にできるところであり、大枠のきっかけづくりは、前向きな議論が必要。
- 産業医活動の強化は非常に重要。結果的・将来的に産業医の重要性についてより理解が進み、ステータスが上がっていくことを、長期的な視野に入れていただければと思う。